



令和4年8月豪雨に伴う胎内市の建物被害認定調査の状況をお知らせします
(10月17日調査終了時点)

令和4年8月豪雨(8/3発生)による被害を受けた胎内市において、本市職員による罹災証明書の交付に必要な建物被害認定調査を8月10日から進めています。

調査については、内閣府の基準に基づいて、建物の外側から、被害の大きさや浸水の高さを中心にを行っています。

10月17日の調査終了時点における進捗状況についてお知らせします。

なお、8月23日(火)までで予定していた調査は、全て終了しました。今後は、必要に応じ調査いたします。

被害の程度(判定結果)

10月17日調査終了時点

調査合計	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない	無被害
104				16		83	5

※上記は速報値です。変更となる可能性があります。

※建物被害認定調査結果は、「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない」「無被害」の7区分によって判定されます。調査結果には「床上浸水」「床下浸水」の区分はありません。床上浸水は概ね半壊以上、床下浸水は概ね準半壊以下に振り分けられています。

※参考：罹災証明書は8月23日(火)から交付します。